

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の概要

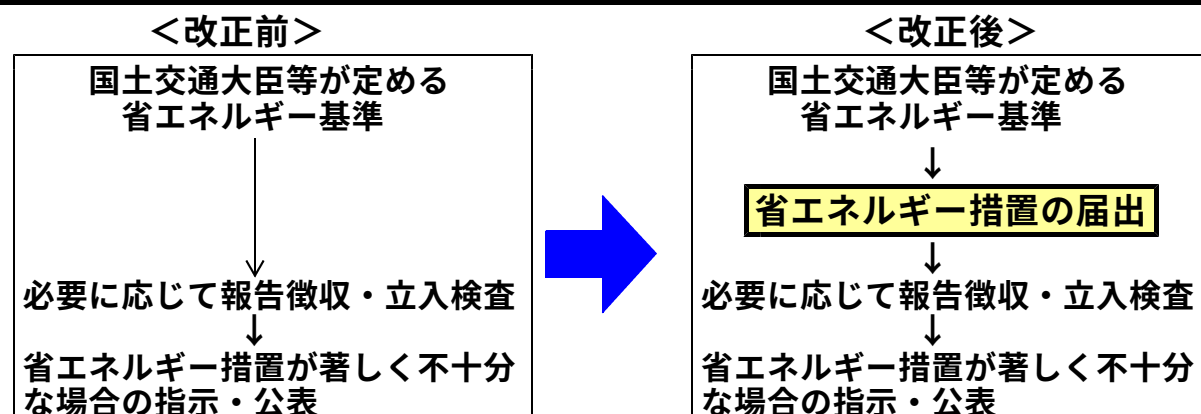
公布日：平成14年6月7日

施行期日：平成15年4月1日

(建築物(非住宅)関係の改正概要)

京都議定書をめぐる内外の情勢にかんがみ、近年、エネルギー需要の増加傾向が著しいオフィスビル、大規模小売店、ホテル、病院等の業務部門等におけるエネルギーの使用の合理化に向けた措置の強化を図るため、特定建築物の省エネルギー措置の届出を義務付ける等所要の改正を行う。

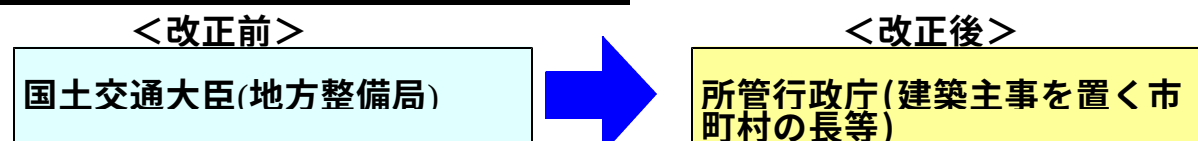
1. 特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務付けの創設



省エネルギー措置：建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止のための措置及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

特定建築物：2千㎡以上の住宅以外の建築物

2. 指導及び助言等に関する権限の委譲



建築主事：建築基準法に基づき建築物の建築確認・検査に関する事務を行う行政機関